

平成 29 年度 準中型・中型・大型・けん引免許取得助成事業 要綱

(公社) 福岡県トラック協会

〔目的〕

第 1 条 この要綱は、公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という）が、深刻化しているトラック運送業界のドライバー不足に対応するため、事業者が従業員に「準中型免許」、「中型免許」、「大型免許」、「けん引免許」を取得させた際の教習料の一部を助成することで、トラックドライバーの雇用の安定確保を促進し、安心、安全で安定した国内物流の維持・発展に資することを目的とする。

〔助成対象〕

第 2 条 当該年度の指定期間中に、助成対象の免許を取得した従業員（社会保険加入済み）が在籍している会員事業所を対象とし、次の事項を満たすものとする。

- (1) 免許取得した従業員が、免許取得後 1 年以内に当該会員事業所を退職しないことを同意していることとする。
- (2) 1 会員事業所に対し、助成人数は 2 名までとする。
- (3) 同一従業員に対する助成回数は、1 回限りとする。
- (4) 免許を取得した従業員の住所が福岡県内もしくは、福岡県に隣接する市町村であること。（免許取得前が上記住所でない場合も、免許取得後に上記住所が記載される場合は対象とする）
- (5) 教習所（自動車学校を含む）は福岡県内とする。
- (6) けん引免許は、中型・大型免許既得者が取得した場合のみとする。

〔予算総額〕

第 3 条 予算総額は 12,600,000 円とし、申請受付期間は前期と後期の年 2 回とする。

なお、予算枠は前期 7,000,000 円、後期 5,600,000 円とし、前期の申請が予算枠に達しなかった場合は、その予算残額を後期に繰り越すことができる。

〔助成額〕

第 4 条 助成額は、教習料の半額（1 円未満は切り捨て）とし、1 人当たりの助成額は、次に定める上限額までとする。

2 1 人当たりの助成上限額は次の通りとする。

免許種別	1 人当たり助成上限額
準中型（限定解除も含む）	30,000 円
中型（限定解除も含む）	30,000 円
大 型	60,000 円
けん引	30,000 円

3 助成交付額が、第 3 条に定める予算総額に達した時点で事前申請書の受付を終了するものとする。

但し、その時点で受付している事前申請書及び助成金交付請求書については、調整の上、助成金額を決定するものとし、その場合には助成上限額が支払われないことがある。

〔申請受付期間〕

第5条 助成の申請受付期間は、下記の通りとする。

期間	助成対象となる免許取得日（対象期間）	申請・請求書類受付期間（事前申請・交付請求）
前期	当該年度4月1日から9月末日まで	左記対象期間と同様
後期	当該年度10月1日から2月末日まで	左記対象期間と同様

但し、それぞれの助成申請の受付期間において、事前申請を先着順で受け、申請額が予算枠に達したとき、その時点で該当する受付期間の事前申請を締め切るものとし、県ト協はその旨を会員に通知する。

2 トラック協会は、事前申請を受理した場合、その旨を会員へ通知しなければならない。

〔申請書類〕

第6条 会員は第5条に定める期日に次の書類を県ト協に申請する。

(1) 事前申請（免許取得前）

① 準中型・中型・大型・けん引免許取得事業 事前申請書（様式1）

② 誓約書（様式2）

③ 取得前の運転免許証（写）

④ 教習所（自動車学校を含む）の入校を証明する書類（写）（入校証・氏名が入った I Dカード等）

⑤ 健康保険証（写）

※ 運転免許を取得しておらず、準中型免許を取得する場合は、③取得前の運転免許証（写）は除外とする。

※ 教習所（自動車学校を含む）の入校を証明する書類は、入校式等を終え、教習に入ることを証明する書類であり、入校待ちの場合は申請不可。

(2) 交付請求（免許取得後）

① 準中型・中型・大型・けん引許取得助成事業 助成金交付請求書（様式3）

② 取得後の運転免許証（写）

③ 教習所（自動車学校を含む）への支払いを証明する書類（写）〔教習所発行の領収書（写）〕

※ 領収書（写）は、会社宛又は事業主宛のみ有効で従業員個人宛の領収書（写）は不可。

〔助成金の交付〕

第7条 県ト協は会員事業所から第6条の申請があったときは、速やかに審査し、当要綱に付した条件に適合すると認めるとき、会員事業所に対し助成金を交付する。

〔免許取得者の確認〕

第8条 助成を受けた会員は、従業員が免許取得後1年経過時に在職証明書（様式4）と健康保険証（写）を提出する。

〔助成金の返還〕

第9条 次の項目に該当する場合は、準中型・中型・大型・けん引免許取得助成金返還報告書（様式5）にて速やかに県ト協に報告し、助成金を返還しなければならない。

① 免許取得後1年経過時の在職証明書（様式4）を提出しない場合

② 従業員が免許取得後1年以内に退職した場合

③ 提出された書類の内容に虚偽の事実が判明した場合

〔その他〕

第10条 この要綱に定めのない事項が発生した場合、労務厚生委員会において協議するものとする。

〔附則〕 1. 本要綱は、平成29年4月1日から適用する。